

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

ページ

号外(一) 平成十九年十二月十九日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第三十八号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三中小企業課の表四の項事務の種類の欄中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「第三十六条」を「第二十四条の六の四第一項」に、「業務停止」を「登録の取消し又は業務停止」に改め、同欄第一号中「第三十七条第一項」を「第二十四条の六の五第一項」に、「第三十八条第一項」を「第二十四条の六の六第一項」に改める。

附則

この訓令は、平成十九年十二月十九日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる)
(ときは翌日)

平成十九年十二月十九日

平成十九年十二月十九日印刷
平成十九年十二月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜県尾文芸社